

平成29年10月25日

平成28年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第25条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 5件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	男性(2人) 女性(2人)	女性(1人)	女性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	85～89歳	80～84歳(2人) 85～89歳(1人) 90～94歳(1人)	80～84歳	65～69歳	90～94歳
	要介護状態	要介護2	要介護4(1人) 要介護5(3人)	要介護5	要介護2	要介護3
高齢者虐待の類型	身体的虐待		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設・事業所の種別類型	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	短期入所生活介護
虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職(1人)	看護職(1人)		介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)
高齢者虐待に対して取った措置	従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導		従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導	従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導

(参考) 平成28年度 市町村への高齢者虐待の通報とその確認の状況 (単位: 件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報件数		15	448	463	
うち高齢者虐待		5	285	290	
区分内訳	身体的虐待	5	188	193	
	介護等放棄	0	72	72	
	心理的虐待	1	114	115	
	性的虐待	0	1	1	
	経済的虐待	0	75	75	

※高齢者虐待の区分別内訳は、重複している。

介護保険制度改革における費用負担に関する事項等について

(1) 3割負担の導入について

(負担割合証及び受給資格証明書の記載)

- 3割負担の対象者については、負担割合証及び受給資格証明書の負担割合の記載欄に3割と記載することとする。

なお、受給資格証明書においては、転入先市町村における負担割合の判定を迅速に行うため、「負担割合の判定要件の該当欄」として判定理由の欄を設けているところである。この欄について、3割負担の対象者については2割負担の対象者と同様、空欄とすることとする。

(給付減額について)

- 保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて負担割合を3割としている。

- 現役並み所得を有する者の負担割合を3割とすることに伴い、この保険給付の減額措置が果たすべき未収納対策としての役割が維持されるよう、これらの者に対する給付制限として、4割負担とすることとしている。

- 現在の事務運用のとおり、保険者は給付減額措置の決定後、要介護・要支援（更新）認定の際に、被保険者証に「給付額減額」の旨（※）とその始期及び終期を記入すること。

※ 給付減額措置の対象者について、被保険者証に「3割負担」と記載している保険者については、今後、給付減額措置に当たって、4割負担となる可能性もあることを踏まえ、具体的な負担割合を明示しない形で「給付額減額」の旨を記載する等の工夫をお願いしたい。

- 事業所等においては、被保険者証に「給付額減額」の旨が記載されている場合、被保険者証と負担割合証を併せて確認し、当該サービス利用者の負担割合を把握した上で、介護報酬の請求を行うこととする。

※ 誤った負担割合に基づき請求した場合であっても、国民健康保険連合会の審査支払の過程において判明する仕組みとされている。

- なお、今般の改正に伴い被保険者証及び負担割合証の様式のうち裏面の注意事項を変更することとしている。様式案については、追ってお示しすることとする。

(その他)

- 所得更正があった場合等における事務運用については、基本的に現在と同じである。

- 既に平成 28 年 3 月 7 日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料にてお示ししているとおり、今般の見直しにあわせて、利用者負担割合の判定基準のうち、「合計所得金額」を用いているものについて、「合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額」とすることとしているのでご留意されたい（高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費（以下「補足給付」という。）の要件についても同様の改正を行う予定）。
- 3 割負担導入の平成 30 年 8 月からの実施に向けて、市町村においては制度周知をお願いしたい。これについてはリーフレットを作成する予定であり、追ってお示しすることとする。
- マイナンバーを活用した情報連携に関して、3 割負担導入は平成 30 年 8 月の予定であるのに対して、データ標準レイアウトの 3 割負担に関する項目は平成 31 年 7 月の改版対象となっている。これについては、平成 31 年 7 月に改版が実施されるまでの間、データ標準レイアウトのデータ項目定義を読み替えて運用することを検討している。
具体的には、特定個人情報「4 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」における情報提供側情報の「負担割合（負担割合区分）」の項目に、現行の 1 割負担、2 割負担に加えて 3 割負担の記載を追加する予定であり、平成 31 年 7 月に改版が実施されるまでの間、その旨読み替えて運用し、副本登録等を行っていただくことを予定している。

（2）高額介護サービス費の年間上限について

- 年間の高額介護サービス費の Q & A について別紙のとおり整理しているので、ご参照されたい。

（3）平成 30 年度税制改正大綱について

（見直しの概要）

- 平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）に定められた税制改正のうち、介護保険の利用者負担等に關係する主なものは以下のとおり。
 - ① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。
 - ② ①の見直しに伴う所要の措置
個人住民税均等割の非課税基準を、合計所得金額について、35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に 21 万円を加えた金額）以下とすることとする。
 - ③ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し
 - ・ 給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養

親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

- ・ 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。

(介護保険制度における影響及び対応)

- 介護保険の利用者負担等の中で、影響を受ける可能性がある主なものは以下のとおり。
 - ① 合計所得金額を所得指標として用いているもの
 - ・ 保険料
 - ・ 利用者負担割合
 - ② 年金収入+その他の合計所得金額を所得指標として用いているもの
 - ・ 保険料
 - ・ 利用者負担割合
 - ・ 高額介護サービス費
 - ・ 補足給付
 - ③ 住民税非課税か否かを所得指標として用いているもの
 - ・ 保険料
 - ・ 利用者負担割合
 - ・ 高額介護サービス費
 - ・ 補足給付
 - ・ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度
- これらの改正については、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税に適用されることとなっており、保険料については第8期から、利用者負担割合等については平成33年8月から影響することが見込まれる。
- なお、平成30年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、これらの改正により「所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない」とされているところであり、他制度における対応等にも留意しつつ、今後対応を検討する予定である。

介護サービス情報の公表制度

1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成30年度より政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

*岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

2 平成30年度の運営の概要について（予定）

- (1) 新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所（基準日（4月1日）前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。
- (5) 平成30年度の具体的な事業運営については、平成30年度「公表計画」を定め、改めてお知らせします。

		平成30年度予定
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	市独自項目（検討中） 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表
実施機関		岡山市が直接実施（事業者指導課）

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

<介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ>

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-7669.html>

岡山市のホームページへも今後掲載していきます。

岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

岡山市

平成30年度公表計画の策定 &

調査指針の策定

①
通
知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間
- ・従業者に関する情報(従業者の資質向上に向けた取組状況(各種研修、キャリア段位制度の取組等) 等

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

—任意情報—

事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の登載、雇用管理に係る情報(勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率 等)

市独自項目

・検討中

介護サービス情報 公表システム

②
事
業
者
が
報
告

国が一元管理するシステム
を活用して公表

岡
山
市
が
調
査
※

※調査指針に基づき調査を実施

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

岡山市（事業者指導課）

受理

確認

③
市
が
公
表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

事業所対応向上講師派遣事業

介護資源の原資である介護人材の育成・確保の一環として、各事業所、施設において対応に悩んでいる事例、効率化したい事例等に対して、専門的知識を有する人材を、直接サービス提供事業所や施設に派遣し、事例解決、効率化を援助することにより、事業所の質の向上・人材の定着を図ろうとするものです。 相談無料。

1 派遣する事例

- ・認知症の個別症状等による対応困難事例
- ・介護記録、書類整理などの効率化
- ・効率的な勤務計画、事務分担

2 派遣する講師

- ・認知症指導者研修修了者から選出 ケアマネ協会から推薦

3 事業の流れ

- ・事業所から市へ「事業所対応向上講師派遣事業申し込み票」で相談の申し込み
- ・事例内容により講師、相談日時の調整、講師と援助計画（相談回数、方策）協議
- ・初回訪問、事業者指導課と講師で事業所訪問（1回2時間程度）
- ・2回目以降訪問、講師が事業所へ訪問、援助（事例によっては複数回）
- ・事業所は講師の訪問ごとに事業所対応向上講師派遣事業報告書を作成、市へ提出
- ・事業所からの事業所対応向上講師派遣事業報告書による、「完結」の届出により援助終了とする

4 28年度の相談事例

- ・認知症高齢者の暴言、暴力、昼夜逆転、入浴拒否等への対応、関わり方
- ・徘徊場面、興奮・暴力場面、帰宅願望場面における認知症ケアの考え方
- ・身体拘束の対応
- ・効率的な業務計画、事務分担

※経験豊富な認知症指導者研修修了者やケアマネジャーを個々の事業所に派遣することで、具体的な個別の事例への対応が可能です。職員が抱える悩みを取り除き、離職の防止につながることを期待しています。

【担当】岡山市保健福祉局事業者指導課

岡山市北区大供三丁目 1-18

TEL086-212-1012

FAX086-221-3010

岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

- 2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

- 3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管課（以下「所管課」という。）とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。

ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故（施設サービスの場合は、配置医師（嘱託医師）の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない）

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故（警察への通報の有無を問わない）。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

（注）「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

(4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

(第1報)

5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第1報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに（遅くとも3日以内に）第1報を報告するものとする。

(第2報)

6 事業者等は、第1報の報告後、おおむね1か月以内に、別添の報告様式第2報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第2報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第1報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

(第2報後の報告)

7 事業者等は、第2報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告書（様式任意）を報告するものとする。

(資料の提出)

8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。

(死亡報告)

9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

(所管課の対応)

10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。

12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市・岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

岡山市長 様

介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後3日以内）

事業所番号			サービス種類	
名称				
所在地				
報告者	職名	氏名	電話	()
被保険者番号			氏名	男・女
生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護度	要支援 ()	・要介護 ()
発生日時	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時 分 頃	発生・発見
発生場所	居室 食堂 デイルーム 機能訓練室 廊下/ホール トイレ 風呂/脱衣所 屋外 不明 その他 ()			
事故時の状況	移動中 移乗 立ち上がり 座位 臥床 食事中 その他 ()			
種別	転倒 転落 誤嚥/異食 誤薬 失踪 交通事故 感染症等 () その他 ()			
事故結果 <small>*最も症状の重いもの</small>	1回受診 通院 入院 死亡 骨折 打撲/捻挫 切傷/擦過傷 感染症 肺炎/窒息 様子観察 その他 ()			
自立度	自立 J() A() B() C()	認知症度	自立 I II() III() IV M	
事故の概要 <small>(経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等を時系列で記入すること)</small>		報告先	報告・説明日時	
		看護師	/ :	
		医師	/ :	
		管理者	/ :	
		家族：続柄 ()	/ :	
		担当ケアマネ	/ :	
			/ :	
		保険者	/ :	

※介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を所管課に提出してください。

岡山市長 様

報告完了

介護保険事業者・事故報告書

第2報（第1報後概ね1ヶ月以内）

第1報報告日：平成 年 月 日

事業所番号		サービス種類	
名称			
報告者	職名	氏名	電話 ()
被保険者番号		氏名	男・女
発生日時	平成 年 月 日 ()	午前・午後 時 分 頃	発生・発見

第1報後の対応

損害賠償： 有（完結・継続） 無 未交渉

事故の原因

再発防止に関する今後の対応・方針

再発防止協議日：平成 年 月 日

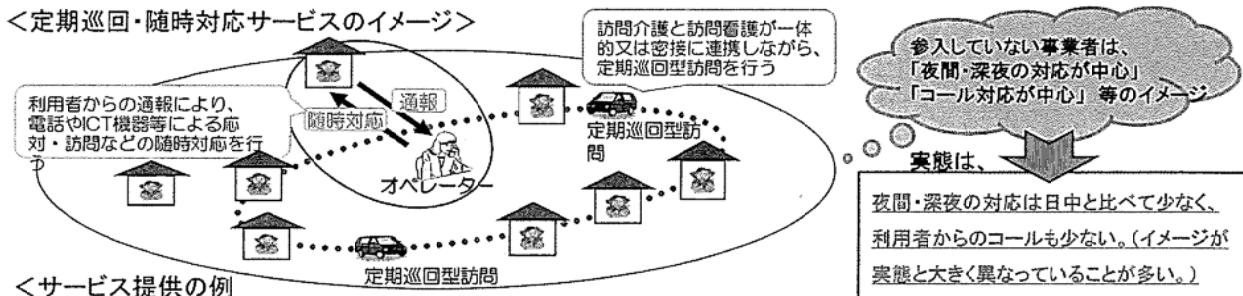
参加職種：_____

※ 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人／日)	283保険者 (1.2万人／日)	329保険者 (1.7万人／日)

2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人／日	15万人／日

定期巡回・随時対応サービスの定義

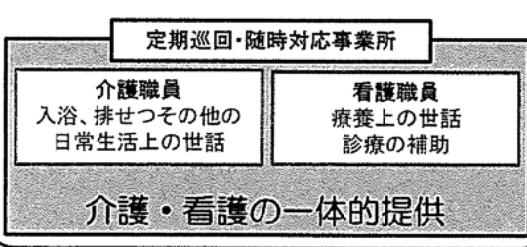
- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
 - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

新介護保険法(平成24年4月1日施行分)

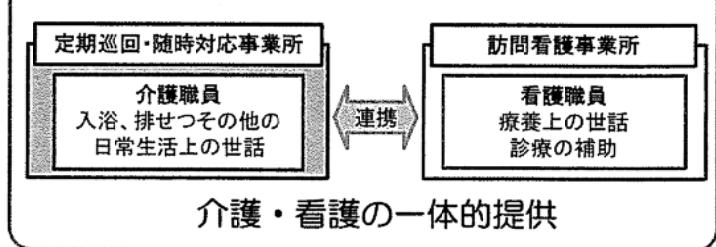
第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあっては、主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
 - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

一体型事業所（イメージ）



連携型事業所（イメージ）



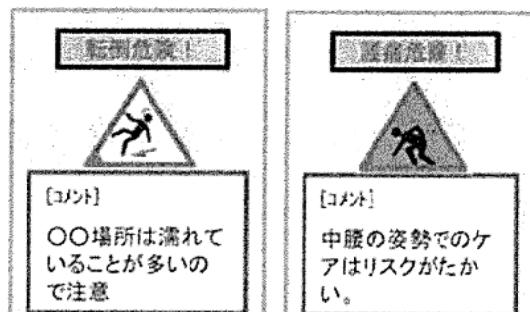
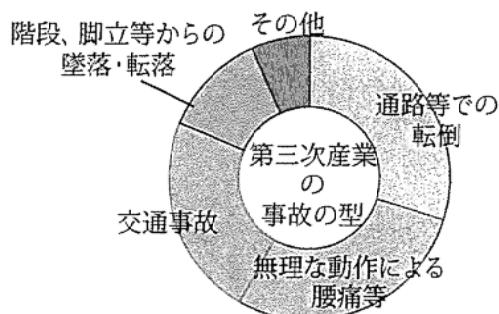
労働災害が急増しています！

- 岡山労働局からのお知らせ -

労働災害が急増しております。

特に、今年、小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業では、労働災害が大幅増加（前年比2割増）しております。

まずは、裏面の基本的事項のチェックをお願いします。



危険ステッカー

第三次産業で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動せたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など

以下のサイトにアクセスし、より安全な職場を実現下さい！

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

「STOP！転倒災害」

「職場における腰痛予防対策指針」

こちらも
ご覧ください

岡山労働局 第三次

検索

STOP！転倒

検索



岡山労働局・各労働基準監督署

職場のチェックリスト

— 安全を意識していますか？ —

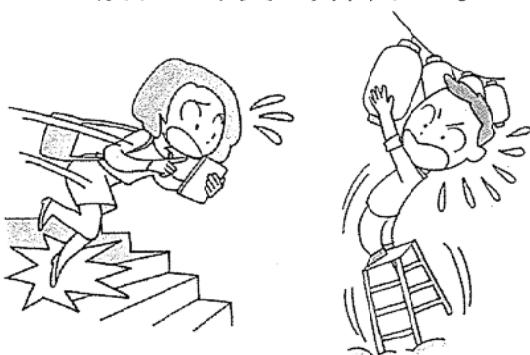
- 安全管理の責任者を決めている。
- 職場の安全点検を行っている（毎月1日は点検の日）。
- 朝礼等で災害防止への注意喚起を行っている。
- 雇い入れ時、安全教育を行っている。



- 通路、階段などに物を放置していない（整理、整頓）。
- 床の水、油、粉、ゴミは放置せず、その都度清掃している。
- 滑りやすい場所、段差を解消している（危険箇所はステッカーなどで表示している）。
- 履物は滑りにくく、サイズのあったものを使用している。
- 進行方向、足元を見て歩く。走らない。



- 不安定な場所（椅子の座面、脚立の天板）の上に立たない。
- 階段は手すりを持つなど、一段ずつ確実に昇降する。



- 中腰など無理な姿勢で重い荷物を、持ち上げない。
- 腰痛防止、転倒防止のため、ストレッチ体操をしている。

